

マンション管理士派遣のご案内

1. 事業の目的と概要

(目的)

熊本県マンション管理士会の協力のもと、管理組合からのご相談等に対応するためマンション管理士を管理組合へ派遣します。

マンション管理士が、マンション管理に必要な知識・情報などを提供を行い、管理組合の自立運営や適切な管理を支援するとともに、マンションの良好な居住環境の形成を図ることを目的としています。

(概要)

マンションの管理に関する国家資格を持つマンション管理士を2名派遣します。

マンション管理士は、熊本市が協定を締結している「一般社団法人熊本県マンション管理士会」から派遣されます。

※ マンション管理士とは？

マンション管理士とは、平成13年8月1日に施行された「マンション管理の適正化の推進に関する法律(マンション管理適正化法)」に基づく国家資格です。

2. 派遣対象となるマンション

次に掲げる全ての要件を満たすマンションが対象です。

- ① 熊本市内に所在すること。
- ② 申請者は、管理者(理事長)または共同申請者。
- ③ 派遣回数は、原則として1管理組合あたり年度内3回まで。

3. 派遣内容

(1)相談コース(1回2時間)

個別の具体的な相談内容について、管理組合から事前に資料などを提出してもらい、マンション管理士が適切なアドバイスを行います。

(相談例) ・ペット問題や滞納への対応方法
・臨時総会の進め方や聞き方 など

(2)講座コース(1回2時間)

分譲マンションの維持管理に関する基本的な事項や当該マンション管理組合の関心が高い事項について説明を行います。

(講座例) ・大規模修繕工事の進め方やポイントについて
・管理規約の見直しについて など

※ 設計・工事・維持管理業務の受発注や、業者の紹介や、居住者間・居住者・近隣住民間との紛争解決及び権利調整等については対応しておりません。

4. 費用

「無料」

※ 受付は先着順となりますのでご注意ください。

【お問い合わせ先】

熊本市役所 住宅政策課(マンション管理支援班) 電話:096-328-2989

マンション管理士派遣 手続きフロー

2023.04.更新

